

2020年4月7日

緊急事態宣言の発令に伴う当社の対応について（お知らせ）

株式会社不動テトラ

本日、2020年4月7日発令されました『新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言（以下「本宣言」という）。』を受け、当社は同日、本社に「緊急事態宣言対策本部」（本部長：社長）を設置し、指揮命令系統を明確にするとともに、緊急対応に向けた迅速な情報収集と意思決定を行うことといたしました。

本宣言による当社の対象地域の拠点、事務所および工事現場については、対象期間中（4月8日～5月6日）、会社として下記の通り対応することを決定しました。

なお、本宣言の対象地域の当社拠点は次の通りです。

東京都：本社、東京本店

埼玉県：北関東支店（さいたま市）

千葉県：千葉支店（千葉市）

神奈川県：横浜支店（横浜市）

大阪府：大阪支店（大阪市）

兵庫県：神戸営業所（神戸市）

福岡県：九州支店（福岡市）、北九州営業所（北九州市）

記

1. 基本的な対応方針

- ・感染症リスクを最大限軽減することを優先しつつ、事業の継続を図るため、重要業務に限り遂行するものといたします。
- ・業務は原則として、在宅での勤務により遂行するものといたします。

2. 工事現場の対応方針

- ・施工中の工事に関しては、上記方針のほか、発注者および元請の対応方針に基づき、その継続、中断について適切に対応いたします。

3. お客様・お取引様へのご対応

- ・対象期間中は、できる限りの対応体制を維持する予定でございますが、各種お問い合わせに関しましては、当社ホームページにあります部署ごとの「お問い合わせ」

からお問い合わせフォームにご記入いただき送信いただければ、順次ご対応いたします。皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解の上よろしく願いいたします。

お問い合わせはこちらから

<https://www.fudotetra.co.jp/contact/>

以上